

豊明市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

平成27年9月

豊明市通学路安全対策協議会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことにより、平成24年5月から7月にかけて各小学校の通学路において教育委員会、学校、警察、道路管理者等（以下、「関係機関」という。）が連携して、緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議し、対策を実施してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関の連携体制を構築し、このたび「豊明市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全対策協議会の設置

上記目的を達成するため、以下の構成で「豊明市通学路対策協議会」を運営し、関係機関の連携を図っていきます。

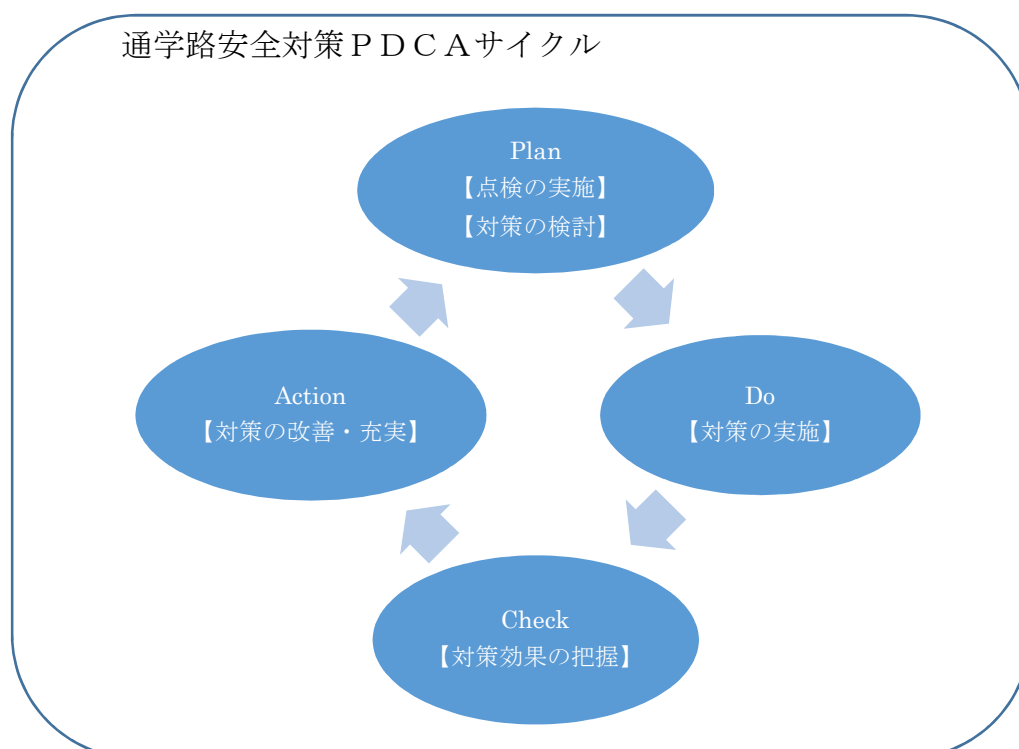
- ① 事務局として
豊明市教育委員会 学校教育課
- ② 交通安全指導関係として
豊明市 総務防災課
- ③ 道路管理者として
豊明市 土木課
尾張建設事務所 維持管理課（必要に応じて）
- ④ 交通管理者として
愛知警察署（必要に応じて）

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みを下記のとおり「PDCAサイクル」として繰り返し実施することで、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 合同点検の実施

効率的、効果的に合同点検が行えるよう、危険箇所の把握により重点課題を設定し、関係機関が連携して合同点検を実施します。

① 危険箇所の把握

- ・危険箇所を把握するために、各小学校に危険箇所調査を実施します。
- ・必要に応じて地域住民からも情報収集し、通学路における危険箇所を把握します。

② 合同点検の実施

- ・重点課題（例：歩道の拡幅、信号機の設置、横断歩道の設置等）を設定します。
- ・合同点検を実施する際、必要に応じて尾張建設事務所や愛知警察署の担当者にも参加してもらいます。

(3) 対策の検討

合同点検等の結果、明らかになった対策必要箇所については、関係機関が連携して対策を協議して、ハード面・ソフト面における対策を、対策必要箇所に応じて具体的に検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係機関が連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのかを学校等を通じて状況調査するなど、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

(7) 危険箇所一覧表の公表

合同点検の結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。